

# 青森県報

第三千三百四十一号

平成二十三年  
一月二十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) …… 一
生活保護法による施術者の指定……………	(同) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) …… 二
右 同……………	(同) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出……………	(同) …… 三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………	(同) …… 三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 三
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) …… 三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 三
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課) …… 四
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 四
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 四
障害者自立支援法による指定相談支援事業者の相談支援事	(同) …… 四

## 告

## 示

業の廃止の届出……………	(同) …… 五
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………	(会計管理課) …… 五
公 告	
建設業者の許可の取消し……………	(東青地域 県民局) …… 六

### 青森県告示第五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	休止年月日
つしまクリニック	五所川原市中央四丁目九九	平成三二・一・八

### 青森県告示第五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 三沢薬剤師薬局 相馬内科神経科医院	所在地又は住所 三沢市中央町四丁目一の八 八戸市小中野四丁目一の五八	廃止年月日 平成三・二・七 三・三・七
--------------------------------	--	---------------------------

青森県告示第五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
佐藤 秀樹	十和田市西二十二番町三五の一四	佐藤整骨院	十和田市西二十二番町三五の一四	平成 三・一・四

青森県告示第五十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
六ヶ所村国民健康保険 六ヶ所村国民健康保 険千歳平診療所 吉岡歯科医院 三沢薬剤師薬局	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎二八九 弘前市大字上瓦ヶ町四 三沢市中央町四丁目一の一	平成三・三・三 三・二・一〇 三・二・七

青森県告示第五十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指 定 年月日
だいすけ歯科 ラベンダー調剤薬局 六ヶ所村国民健康保 険千歳平診療所 アルカディア中央薬 局 三沢薬剤師薬局	八戸市湊高台四丁目二の一四 弘前市大字野田二丁目一の五 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三九八の一 弘前市大字扇町一丁目一の三 三沢市大字三沢字堀口一六四の二八三	平成三・二・一 三・二・一五 三・四・一 三・二・一 三・二・八

青森県告示第五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
ち有限会社だ	十和田市東三番町六の二五	訪問看護ステーションちくば	十和田市東三番町六の二五	
				平成 三・二・九

青森県告示第五十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所 在 地 又 は 住 所	休 止 年 月 日
つしまクリニック	五所川原市中央四丁目九九	平成三・三・一六

青森県告示第五十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	年 指 月 日 定
明戸 正文	八戸市大字湊町字鯨ノ口二二の三	あけと接骨院	八戸市大字湊町字鯨ノ口二二の三	平成 三・二・四

青森県告示第五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う所	年 指 月 日 定
			通所介護	名 称		
社会福祉法人優希会	上北郡東北町大字大浦字館野二の一	上北郡東北町大字大浦字唐虫沢四四の一七九	デイサービスみらい	上北郡東北町大字大浦字唐虫沢四四の一七九	平成 三・一・七	

青森県告示第五十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		年 指 月 日 定
			名 称	所 在 地	
社会福祉法人優希会	上北郡東北町大字大浦字館野二の一	上北郡東北町大字大浦字唐虫沢四四の一七九	居宅介護支援センターみらい	上北郡東北町大字大浦字唐虫沢四四の一七九	平成 三・一・七

青森県告示第六十号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
	社会福祉法人優希会	上北郡東北町大字大浦字館野二の一	介護予防通所介護	デイサービスみらい	平成二三年一七

青森県告示第六十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
	社会福祉法人一葉会	弘前市大字福村八字新館添五〇の八	障害福祉サービス	ことぶき荘ホームヘルスケア事業所	平成二三年一七

株式会社八	弘前市大字南富田町八の七	居宅介護	ケアサービス	田町一の一	"
株式会社八	弘前市大字南富田町八の七	重度訪問介護	ケアサービス	弘前市大字南富田町一の一	"
株式会社八	青森市大字幸畑字松元五八の三	居宅介護	ヘルパーステーション	弘前市大字幸畑字松元五八の三	三・三・二五
株式会社八	青森市大字幸畑字松元五八の三	重度訪問介護	ヘルパーステーション	弘前市大字幸畑字松元五八の三	"

青森県告示第六十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更前		変更後		変更年月日
				名称	所在地	名称	所在地	
指定障害福祉サービス事業者	社会福祉法人恵徳会	上北郡東北町字古屋敷四五の一	障害福祉サービス	障害者ケアホーム第1号	上北郡東北町上北三三二の三	障害者ケアホーム第1号	上北郡東北町字古屋敷四五の一	平成二三年一七

青森県告示第六十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

たので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利活動法人虹セ	特定非営利活動法人虹セ	特定非営利活動法人虹セ	特定非営利活動法人虹セ	特定非営利活動法人虹セ	特定非営利活動法人虹セ	社会福祉法人 社会福祉会	社会福祉法人 社会福祉会	社会福祉法人 社会福祉会	名称	指定障害福祉サービス事業者
八戸市大字田面の三三	八戸市大字田面の三三	八戸市大字田面の三三	八戸市大字田面の三三	八戸市大字田面の三三	八戸市大字田面の三三	上北郡東北町字古屋敷四五の一	上北郡東北町字古屋敷四五の一	上北郡東北町字古屋敷四五の一	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類
児童デイサービス	共同生活援助	自立訓練(生活訓練)	生活介護	児童デイサービス	生活介護	短期入所	知的障害者更生施設	知的障害者更生施設	知的障害者更生施設	障害福祉サービスの種類
サポートセンター	サポートセンター	サポートセンター	サポートセンター	サポートセンター	サポートセンター	知的障害者更生施設	知的障害者更生施設	知的障害者更生施設	名称	障害福祉サービス事業を行う事業所
八戸市大字田面の二〇	八戸市大字尻内一丁目七の	八戸市城下一丁目二の二	八戸市城下一丁目二の二	八戸市大字尻内一丁目七の	八戸市大字尻内一丁目七の	上北郡東北町字古屋敷四五の一	上北郡東北町字古屋敷四五の一	上北郡東北町字古屋敷四五の一	所在地	年月日
"	"	"	"	"	三・九三〇	"	"	平成三・三・三三	廃止	

特定非営利活動法人虹セ	社会福祉法人虹セ	社会福祉法人虹セ	社会福祉法人虹セ
八戸市大字田面の三三	八戸市大字尻内一丁目七の	八戸市大字尻内一丁目七の	八戸市大字尻内一丁目七の
児童デイサービス	生活介護	知的障害者更生施設	知的障害者更生施設
療育センター	サポートセンター	ファミリー作業所	ファミリー作業所
八戸市大字尻内一丁目七の	八戸市大字尻内一丁目七の	八戸市南郷区大字森字鳩田向	八戸市南郷区大字森字鳩田向
"	三・二・三〇	"	"

青森県告示第六十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から相談支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	相談支援事業を行う事業所	年月日
名称	名称	廃止
主たる事務所の所在地	所在地	年月日
八戸市大字田面の三三	八戸市大字尻内一丁目七の	平成三・九三〇

青森県告示第六十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十三年一月十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

青森市富田一丁目一四の三六  
成田 明

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社山形工業所
- 二 代表者の氏名 山形 祐悦
- 三 主たる営業所の所在地 青森市港町二丁目一〇の四八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一六〇〇三号
- 五 取消年月日 平成二十二年十二月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十二年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭